

開示請求の手続きについて

- ◆ どなたでも、NEDO に対して、NEDO が保有している自分の個人情報について、「開示」請求することができます。(未成年者・成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による任意代理人は、本人に代わって請求することができます。)
- ◆ 開示請求には、①所定の内容を記載した開示請求書(参考：様式第 2-1)、②本人等確認書類<※ 1>、③開示請求料 1 件 300 円(現金、定額小為替証書又は指定の銀行への振り込み<※ 2>による納付が可能です。)が必要です。
- ◆ 開示請求は、郵送又はご本人等の来構による手続が可能です(来構の場合は、出来ましたら 1 営業日前までに電話でご連絡をお願いします)。
- ◆ 開示資料(写し)の送付を希望される場合は、郵送費用として郵便切手の納付が必要です。

<※ 1>令第 2 1 条の規程に基づき提示又は提出を求める本人確認書類(例)

場合分け		本人確認書類
(1) 本人による 開示請求の場合	ア 個人情報開示等請求 窓口に来構して開示請求	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、住民基本台帳カード(住所記載があるもの)、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、小型船舶操縦免許証、運転経歴証明書、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、国民健康保険の被保険者証、後期高齢者医療保険の被保険者証、船員保険の被保険者証、共済組合員証、恩給証書、児童扶養手当証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等(以上は政令第 2 1 条第 1 項第 1 号に通常該当する書類) ・上記書類をやむを得ない理由により提示又は提出できない場合に、代替として有効な書類になり得ると考えられるもの(令第 2 1 条第 1 項第 2 号)：上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類、旅券、住所記載のない住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、電気工事士免状、調理師免許証、外国政府が発行する外国旅券、印鑑登録証(地方)、療育手帳(愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳)(地方)、敬老手帳(地

		方)、り災証明書(地方)、国立大学の学生証等
	イ 開示請求書を送付して開示請求	<ul style="list-style-type: none"> ・(I) アの書類の複写物(令21条第2項第1号) ・(II)住民票の写し <p>※住民票の写しを用いることができない場合に代替として有効な書類 になり得ると考えられるもの:在外公館の発行する在留証明、開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物、開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書等(令第21条第2項第2号)</p>
(2) 法定代理人による開示請求の場合	ア 個人情報開示等請求窓口に来構して開示請求	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) アの書類 ・上記に加え、法定代理人の資格を証明する戸籍謄本戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書(家事事件手続法(平成23年法律第52号)第47条)等(令第21条第3項)
	イ 開示請求書を送付して開示請求	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) イ(I)の書類 ・(1) イ(II)の書類 ・上記に加え、法定代理人の資格を証明する戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書(家事事件手続法第47条)等(政令第21条第3項)
(3) 任意代理人による開示請求の場合	ア 窓口に来所して開示請求	(1) アの書類(政令第21条第1項)
		・上記に加え、任意代理人の資格を証明する委任状(政令第21条第3項)
	イ 開示請求書を送付して開示請求	<ul style="list-style-type: none"> ・(1) イ(I)の書類 (令第21条第2項第1号) ・(1) イ(II)の書類 (令第21条第2項第2号) ・上記に加え、任意代理人の資格を証明する委任状(令第21条第3項)

- (記1)「令」は、「個人情報の保護に関する法律施行令」を指します。
- (記2) 氏名については旧姓の使用が認められています(資料1 参照)。
- (記3) 健康保険の被保険者証に関しては、令和2年10月1日より、原則として、本人確認等を目的として被保険者等記号・番号の告知を求めることが禁止されました(資料2 参照)。
- (記4) 提示を受ける場合、記号、番号を書き写ししない、写しをとる際にはマスキングをする、また写しの送付を受ける場合は、マスキングしたものを送付するよう依頼し、万一マスキングされていない場合には、速やかにマスキングをしたうえで保存すること等が必要です。

<※2> 振込先

みずほ銀行 東京営業部 普通預金 口座番号4054094

名義：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

◆ 保有個人情報の「開示」請求の流れ
開示請求の手続きは主に下図及び右のように行われます。



①「開示請求書」を下記所在地に郵送いただくか、来構の場合は、出来ましたら1営業日前までに下記電話番号まで事前連絡のうえ、NEDOの16F総合受付においていただき、「個人情報開示請求」されることを受付スタッフにお知らせください。開示請求事務の担当者が個人情報開示等請求窓口へご案内いたします。

<所在地>

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

ミューザ川崎セントラルタワー

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

TEL:044-520-5100

②「開示請求書」に所定の内容を書き込み郵送または提出してください。

この際、**本人確認書類**（上記「<※1>令第21条の規程に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例）」をご参照ください。）と、**1件につき開示手数料 300円**が必要となります。

口座振込のほか現金又は定額小為替証書による納付が可能です。

<振込先>

みずほ銀行 東京営業部 普通預金 口座番号 4054094

名義：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

③「開示請求書」、「本人であること」及び「手数料の徴収」を確認し、不備がなければ受理します。

決定通知

この間は30日以内(※)と決められています。

※期限の延長又は期限の特例が適用される場合は異なります。

④ 開示請求の内容を審査し、対象の保有個人情報について全部開示するか・部分開示するか・不開示とするかを決定し、請求者に書面で通知します。

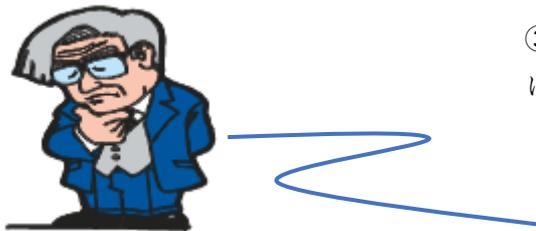
⑤ 開示決定等の内容に基づき開示（又は部分開示）を行います。（写しの送付の場合は、郵送費用として郵便切手の納付が必要です。）

訂正請求の手続きについて

- ◆ どなたでも、開示を受けた自分の個人情報について、内容が事実でないときは、NEDO に対して「訂正」請求することができます。(未成年者・成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による任意代理人は、本人に代わって請求することができます。)
- ◆ 訂正請求には、①所定の内容を記載した訂正請求書(参考:様式第 2-16)、②本人等確認書類<※1>が必要です。
- ◆ 訂正請求は、郵送又はご本人等の来構による手続きが可能です(来構の場合は、出来ましたら 1 営業日前までに 044-520-5100 まで事前連絡をおねがいします)。
- ◆ 訂正請求に係る手数料は無料です。
- ◆ 訂正請求の内容に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行います。

◆ 保有個人情報の「訂正」請求の流れ

訂正請求の手続きは主に下図により行われます。



①「訂正請求書」を下記所在地に郵送いただくか、来構の場合は、出来ましたら1営業日前までに下記電話番号まで事前連絡のうえ、NEDOの16F総合受付においていただき、「個人情報訂正請求」されることを受付スタッフにお知らせください。訂正請求事務の担当者が個人情報開等請求窓口へご案内いたします。

<所在地>

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310

ミュージア川崎セントラルタワー

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

TEL:044-520-5100

②「訂正請求書」に所定の内容を書き込み郵送または提出してください。

この際、本人確認書類（上記「<※1>令第21条の規程に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例）」をご参照ください。）が必要となります。（手数料は無料です）

③「訂正請求書」及び「本人であること」を確認し、不備がなければ受理します。

決定通知

この間は30日以内（※）と決められています。

※期限の延長又は期限の特例が適用される場合は異なります。

④訂正請求の内容を審査（保有個人情報の内容の事実、訂正請

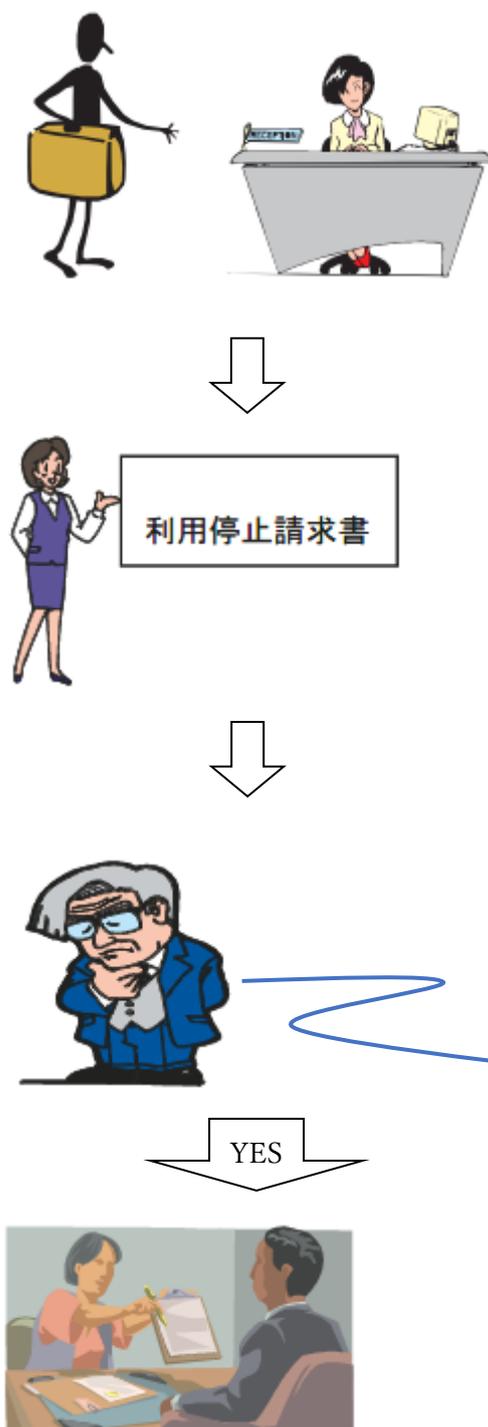
⑤ 訂正決定等の内容に基づき訂正を行います。

利用停止請求の手続きについて

- ◆ どなたでも、開示を受けた自分の個人情報について、不適法な取得、利用又は提供が行われていると思うときは、NEDO に対して「利用停止」請求することができます。(未成年者・成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による任意代理人は、本人に代わって請求することができます。)
- ◆ 利用停止請求には、①所定の内容を記載した利用停止請求書(参考:様式第 2-24)、②本人等確認書類<※1>が必要です。
- ◆ 利用停止請求は、郵送又はご本人等の来構による手続きが可能です(来構の場合は、出来ましたら 1 営業日前までに 044-520-5100 まで事前連絡をおねがいします)。
- ◆ 利用停止請求に係る手数料は無料です。
- ◆ 利用停止請求の内容に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用の停止等を行います。

◆ 保有個人情報の「利用停止」請求の流れ

利用停止請求の手続きは主に下図により行われます。



①「利用停止請求書」を下記所在地に郵送いただくか、来構の場合は、出来ましたら1営業日前までに下記電話番号まで事前連絡のうえ、NEDOの16F総合受付においでいただき、「個人情報利用停止請求」されることを受付スタッフにお知らせください。利用停止請求事務の担当者が個人情報開示等請求窓口へご案内いたします。

<所在地>

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

ミュージア川崎セントラルタワー

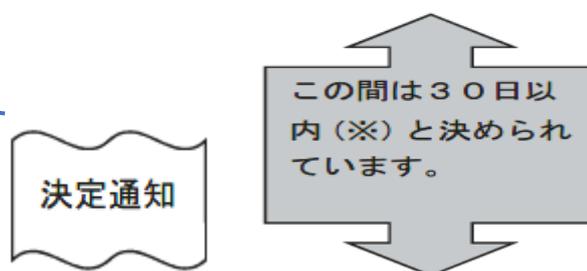
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

TEL:044-520-5100

②「利用停止請求書」に所定の内容を書き込み郵送または提出してください。

この際、**本人確認書類**（上記「<※1>令第21条の規程に基づき提示又は提出を求める本人確認書類（例）」をご参照ください。）が必要となります。（手数料は無料です。）

③「利用停止請求書」及び「本人であること」及びを確認し、不備がなければ受理します。



※期限の延長又は期限の特例が適用される場合は異なります。

④ 利用停止請求の内容を審査（不適法な取得、利用又は提供の事実、利用停止請求の理由の該当性を確認）して、利用停止するか・不利用停止とするかを決定し、請求者に書面で通知します。

⑤ 利用停止決定等の内容に基づき、利用停止を行います。